**令和７年（フ）第３３１６号**
名古屋市熱田区中出町２丁目22番地　日比野団地１棟1208号、開始決定時の住所愛知県大府市北山町１丁目45番地　シャンピア306号
破産者　小崎　一美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第４３０号**
愛知県西尾市江原町宮前８番地
破産者　ピザデパスタ西尾店こと　宮口　　豪
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第７６号**
愛知県岡崎市大和町字荒田57番地10
破産者　長谷部久幸
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和７年（フ）第７６７号**
神戸市垂水区小束山本町４丁目４番１―712号
破産者　山下　雄士
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第１１１９号**
神戸市東灘区本山北町５丁目５番11号　アンマリエ岡本　203号、従前の住所兵庫県西宮市田代町19番24―401号
破産者　増田　　茂
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第４０５号**
和歌山県岩出市中島593―１　アンジェリーク中島107、住民票上の住所和歌山県岩出市相谷288番地
破産者　グリーンショップエルマナこと　隅田　智子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和７年（フ）第６３４号**
岡山市北区学南町二丁目３番36号
破産者　谷田　重利
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第６６３号**
岡山市北区学南町三丁目13番18号　Ｂ201
破産者　大石　和行
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第１４７号**
宮城県石巻市東中里１丁目10番11号　コーポ東中里Ｂ棟101号、前住所宮城県石巻市東中里１丁目11番12―２号
破産者　伊藤　洋子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和７年（フ）第１２１号**
栃木県栃木市都賀町平川421番地３
破産者　影山　　猛
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**令和８年（フ）第９９号**
群馬県伊勢崎市境三ツ木226番地11　アンベリールＡ101（旧住所　群馬県伊勢崎市境287番地）
破産者　川越　弘敬
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和７年（フ）第２０７４号**
千葉県いすみ市岬町長者76番地６、開始決定時の住所横浜市港北区新吉田東１丁目32番23号
破産者　石野　知二
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第７４７号**
横浜市緑区三保町1377番地１　グリーンヒルズ103
破産者　半澤　英俊
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第４８６号**
静岡県湖西市南台二丁目15番４号　秀和マンション210号
破産者　磯部　智子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和７年（フ）第１２４８号**
京都府宇治市宇治若森36番地の２
破産者　岡本　昌也こと　ＫＩＭ　ＣＨＡＮＧ　ＹＡ　金　　昌也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第７４号**
広島県東広島市高屋町白市487番地９、開始決定時の住所広島県東広島市高屋町白市721番地14
破産者　尼子　昌幸
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部